

第八十二号議案

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成十五年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第十八条第二項第五号」を「第十九条第二項第五号」に改める。

第七条に次の一項を加える。

3 第一項の便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。

第九条中「第十八条第一項第三号」を「第十九条第一項第三号」に改める。

第十条第一項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十八条第二項各号」を「第十九条第二項各号」に改め、同条第四項中「第十八条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に改める。

第十一条第二項第六号中「第十八条第二項第六号」を「第十九条第二項第六号」に改め、同項第七号中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第十二条中「の部分」の下に「（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあつては、いずれか一の経路に係る部分）」を加え、同条第二号、第四号及び第六号中「一以上の」を削る。

附 則

第八十二号議案 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する
条例

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行に伴い、便所に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。